

## 第11回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年11月2日(木)  
開会 15時02分  
閉会 15時39分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	欠	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 6番 岩永 純一

10番 黒川 博隆

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第46号	農地法第5条の申請について
議案第47号	農地法第4条の申請について
議案第48号	農地法第3条の申請について
議案第49号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

報告第25号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第26号	農地等の形質変更届出について
報告第27号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
報告第28号	農地法第5条許可申請書の取下げについて

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。  (挨拶)</p> <p>それでは、ただいまより第11回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者は5番中島委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は6番 岩永 純一委員、10番 黒川 博隆委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="331 723 1430 949"> <tr> <td>議案第46号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第47号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第48号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第49号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について  利用権設定 通年</td> <td>6件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="331 1059 1265 1285"> <tr> <td>報告第25号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第26号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第27号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td>報告第28号</td> <td>農地法第5条許可申請書の取下げについて</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第46号 農地法第5条の申請についてですが、51番については報告第28号 農地法第5条許可申請書の取下げについて 1番と関連しておりますので、まずは報告第28号 1番と議案第46号 51番を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>	議案第46号	農地法第5条の申請について	3件	議案第47号	農地法第4条の申請について	2件	議案第48号	農地法第3条の申請について	3件	議案第49号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	6件	報告第25号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第26号	農地等の形質変更届出について	2件	報告第27号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	34件	報告第28号	農地法第5条許可申請書の取下げについて	1件
議案第46号	農地法第5条の申請について	3件																							
議案第47号	農地法第4条の申請について	2件																							
議案第48号	農地法第3条の申請について	3件																							
議案第49号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	6件																							
報告第25号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																							
報告第26号	農地等の形質変更届出について	2件																							
報告第27号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	34件																							
報告第28号	農地法第5条許可申請書の取下げについて	1件																							
事務局	<p>まず、報告第28号 1番についてご説明します。</p> <p>議案は16ページになります。</p> <p>図面は40ページから44ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>当初、譲受人が資材置場及び駐車場として転用する申請でした。この案件について常設審議委員会で意見聴取を行い、その後、県に確認したところ、申請地は農業公共投資の対象になる農地との判定となり、農地区分が第1種農地となると回答を得ました。</p>																								

事務局	<p>従って、以前の資材置場及び駐車場の転用目的では、第1種農地の立地基準を満たさないため許可見込みがないことから、取下げを申請されることとなりました。</p> <p>続きまして、議案第46号 51番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は7ページから12ページです。 譲受人が農業用資材、農機具、農作物置場及び駐車場として使用するためと内容を変更して申請されています。 農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に該当します。</p> <p>報告第28号 1番と議案第46号 51番については以上です。</p>
議長	それでは、担当委員から説明をお願いします。
担当委員	前の図面と書き直した図面を確認しましたところ、前はトレーラー置場と書いてありまして、これでは農機具用のための資材置場ではないと判断したということで、農業用の資材置場であるということを確認しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	報告第28号 1番と議案第46号 51番について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	ここは大型トレーラーは入らないのでは。
担当委員	農業用の資材置場ということでトレーラーや農機具の置く場所が欲しいということでした。
事務局	土地の形状に沿った車を使っただくことになると思いますので、どういう車を使って運搬するのか確認します。
担当委員	4トン車までは入るのではなかろうかと思いますが、国道からの入り口がちょっと狭いような道路です。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、議案第46号 50番、52番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第46号 50番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから6ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。</p>

事務局	<p>譲受人が共同住宅建設及び里道の設置をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、52番になります。 図面は13ページから17ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第46号 50番、52番については以上です。</p>
議長	<p>それでは50番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請者の代理人より共同住宅建設の説明を受け、後日現地を確認しましたところ、周辺は宅地化が進んでおり、生活排水は下水道に接続し、雨水は側溝より川に直接流すということになっております。周りは既に農地はなくなっており、支障はないものと思われます。区長さん、生産組合長さんの承諾印もあり、私も確認した上で印鑑を押しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>50番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、52番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは近所に反対する人は誰もおらず、隣接の承諾もあり、区長さん、生産組合長さんの承諾印もありました。特に問題ないと思いますので私も承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>52番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請3件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第47号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 について説明します。</p>

事務局	<p>議案第47号 12番についてご説明します。  議案は3ページになります。  図面は18ページから20ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  申請人が資材置場として使用するための申請です。  なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に資材置場として使用していたとの始末書が添付されています。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、13番になります。  図面は21ページから23ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  申請人が駐車場及び農機具置場として使用するための申請です。  なお、許可を受けずに数年前に農機具置場として使用していたとの始末書が添付されています。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第47号 については以上2件です。</p>
議長	12番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現場は市道の脇ですけれども、農地パトロールの時に、足場が積んでありましたので、地主さんの方に転用の申請を促すようにしました。始末書を書かれて転用の申請をするということでした。他の農地や家に影響するものでもありませんでしたので、区長さん、生産組合長さんの承諾印もありましたし、特に問題はなく、私も承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	12番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、13番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	以前野菜を作っておられましたが、ハウスがあったので農機具と資材置場で使用されておりました。始末書をつけていただいています。この土地の近くにつきましては、ほとんど本人の土地であり、雨水については、自然浸透と南側に自宅がありますので、そちらの方のU字溝を使って流れていくと思います。

担当委員	区長さん、生産組合長さんの承諾もあり、私も承諾しました。ご審議よろしく お願いします。
議長	13番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第48号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第48号 3件について御説明いたします。  議案は4ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。  議案第48号 については以上3件です。
議長	議案第48号 について議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問は ございませんか。  <なし>  特に無いようですので、議案第48号 農地法第3条の申請については許可と いたします。  続きまして、議案第49号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年6件について説明をお願いします。
事務局	議案第49号 利用権設定の通年について御説明します。  議案の5ページに明細書を、6ページから11ページに農用地利用集積計画書 を掲げております。 借受人が6名、貸付人が6名で、面積は田が14,858㎡、畑が17,089㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおり です。  議案第49号 利用権設定の通年については以上です。

議長	<p>議案第49号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第49号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第25号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第25号 について御説明します。 議案は12ページになります。</p> <p>1件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第25号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第25号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第26号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第26号 について御説明します。8番と9番は一体的な嵩上げになります。</p> <p>議案は13ページになります。 図面は8番が24ページから31ページ、9番は32ページから39ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 どちらも嵩上げをして、水稻、麦、大豆を作付けする田として利用するための届出です。</p> <p>報告第26号 については以上です。</p>



議長	報告第26号について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	工事としては一体的に利用されると思いますので、元々の畔などはなくなる感じになります。水路関係については既存のものをそのまま使われるということですので排水関係は問題ないと考えています。区長さん、生産組合長さんの同意もありましたので、問題ないと思います。
議長	報告第26号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、報告第27号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第27号 について御説明いたします。 議案は、14ページから15ページになります。  1番から17番、25番から34番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。  18番から24番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が死亡し相続人不明になっている場合や、所有者が市内在住でない場合などの理由により、非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。 今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。  報告第27号 についての説明は以上です。
議長	報告第27号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第11回農業委員会会議を閉会します。